

太田市足尾鉍毒展示資料室の設置及び管理運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、渡良瀬川流域における足尾鉍毒被害に関する貴重な資料を永く後世に伝えるため、太田市足尾鉍毒展示資料室（以下「資料室」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 資料室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市足尾鉍毒展示資料室
- (2) 位置 太田市飯塚町1549番地2 学習文化センター2階

(開室時間)

第3条 資料室の開室時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する開室時間を変更することができる。

(休室日)

第4条 資料室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

- (2) 12月29日から翌年1月4日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休室日を変更し、又は臨時に休室することができる。

(その他)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から施行する。